

<p>N o 4 0</p>	<p>北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について (子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課)</p>
<p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例の適用期限を延長するため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 幼保連携型認定こども園の副園長又は教頭の資格要件について、幼稚園の教諭の普通免許状又は保育士の登録のいずれか一方のみで、園児の教育及び保育に直接従事する職員の員数に算入することができる特例の適用期限を2年間延長する。</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>	

<p>No 41</p>	<p>北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正について  (子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課)</p>
<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、設備に関する要件を変更するため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 認定こども園における満3歳以上の子どもに対する食事の提供を当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士」による必要な配慮を、「栄養士又は管理栄養士」による必要な配慮とする。</p> <p>2 施行期日 令和7年4月1日</p>	

No 42	北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について (子ども家庭局子育て支援部子育て支援課)
<p data-bbox="236 465 1385 564">子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、妊婦のための支援給付に係る過料について定める等のため、関係規定を改めるもの</p> <p data-bbox="277 654 699 689">1 過料に処する者の追加</p> <p data-bbox="312 712 1388 878">妊婦のための支援給付に関して、正当な理由なしに必要な報告等 をしない者又は虚偽の報告等をした者を、過料に処する者として追 加する。</p> <p data-bbox="277 967 481 1003">2 施行期日</p> <p data-bbox="341 1025 625 1061">令和7年4月1日</p>	

No 43	北九州市青少年問題協議会設置条例の廃止について  (子ども家庭局子育て支援部こども若者成育課)
----------	---

北九州市青少年問題協議会を廃止するため、北九州市青少年問題協議会設置条例を廃止するもの

1 廃止する付属機関

名称	所掌事務
北九州市青少年問題協議会	(1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。 (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 施行期日

公布の日

No 44	北九州市児童相談所設置条例の一部改正について  (子ども家庭局子ども総合センター)				
<p>児童福祉法の一部改正に伴い、一時保護所の名称を変更するため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 児童相談所に設ける一時保護所の名称の変更</p> <table border="1" data-bbox="343 712 1279 873"> <thead> <tr> <th data-bbox="343 712 805 772">現 行</th> <th data-bbox="805 712 1279 772">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="343 772 805 873">一時保護所</td> <td data-bbox="805 772 1279 873">一時保護施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 施行期日 公布の日</p>		現 行	改正後	一時保護所	一時保護施設
現 行	改正後				
一時保護所	一時保護施設				

<p>No 45</p>	<p>北九州市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例について  (子ども家庭局子ども総合センター)</p>
<p>児童福祉法の一部改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営の基準を定めるもの</p> <p>1 条例の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 趣旨 (第1条)</li> <li>(2) 用語 (第2条)</li> <li>(3) 一般原則 (第3条)</li> <li>(4) 設備及び運営に関する基準 (第4条)</li> <li>(5) 非常災害対策 (第5条)</li> <li>(6) 委任 (第6条)</li> </ul> <p>2 施行期日 公布の日</p>	

No 46	北九州市スポーツ施設条例の一部改正について  (都市ブランド創造局スポーツ部スポーツ振興課)				
<p>北九州市立大谷球場を廃止するため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 球場の廃止</p> <table border="1" data-bbox="308 651 1345 853"> <tr> <td data-bbox="308 651 491 752">名称</td> <td data-bbox="491 651 1345 752">北九州市立大谷球場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="308 752 491 853">位置</td> <td data-bbox="491 752 1345 853">北九州市八幡東区大谷一丁目2番15号</td> </tr> </table> <p>2 施行期日</p> <p>令和7年4月1日</p>		名称	北九州市立大谷球場	位置	北九州市八幡東区大谷一丁目2番15号
名称	北九州市立大谷球場				
位置	北九州市八幡東区大谷一丁目2番15号				

<p>No 47</p>	<p>北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について  (都市戦略局計画部都市計画課)</p>
<p>北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を適用する地区整備計画区域を変更するため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 変更する地区整備計画区域 舞ヶ丘地区地区整備計画区域</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>	



<p>N o 4 8</p>	<p>北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について  (都市整備局道路部道路維持課)</p>
<p>一部の自転車駐車場の使用料を無料とする等のため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 次の自転車駐車場の使用料を無料とする。</p> <p>北九州市立若松駅前自転車駐車場 北九州市立若松渡船場前自転車駐車場 北九州市立陣原北自転車駐車場 北九州市立陣原南自転車駐車場 北九州市立本城駅前自転車駐車場</p> <p>2 自動入出庫機器を設置した有料自転車駐車場において使用料の納入が出庫時に可能となるよう、原則許可の際としている納入時期の例外について、市長が必要があると認めるときに改める。</p> <p>3 施行期日 令和7年4月1日</p>	

No 49	北九州市消防団員退職報償金支給条例の一部改正について  (消防局警防部消防団課)
----------	--

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、消防団員退職報償金の支給額の基礎となる勤務年数の区分に35年以上の区分を追加するため、関係規定を改めるもの

- 1 消防団員退職報償金の勤務年数の区分に、35年以上の区分を追加する。

階級	勤務年数	
	5年以上 10年未満	30年以上 35年未満
消防団長	239,000円～979,000円	1,079,000円
副団長	229,000円～909,000円	1,009,000円
分団長	219,000円～849,000円	949,000円
副分団長	214,000円～809,000円	909,000円
部長及び班長	204,000円～734,000円	834,000円
団員	200,000円～689,000円	789,000円

- 2 施行期日

令和7年4月1日

No 50	北九州市水道法施行条例の一部改正について  (上下水道局水道部計画課)
<p>水道法施行令の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を変更するため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 布設工事監督者の資格要件の変更</p> <p>(1) 工業用水道、下水道、道路又は河川に関する技術上の実務に従事した経験を有することを資格要件として認める。</p> <p>(2) 機械工学科（機械科）若しくは電気工学科（電気科）又はこれらに相当する課程を修めたことを資格要件として認める。</p> <p>2 水道技術管理者の資格要件の変更</p> <p>大学の土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者は3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和7年4月1日</p>	

No 51	北九州市水道条例及び北九州市馬島水道施設条例の一部改正について  (上下水道局水道部配水管理課)
----------	--

水道法施行令の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの

1 条例に引用する水道法施行令の規定の条項ずれに伴う規定の整備

現 行	改正後
第5条	第6条

2 施行期日  
公布の日